

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社の社名トラスコ中山株式会社及びコーポレート・ロゴ“TRUSCO”は、全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業“trust company”をダイレクトに表現したものです。まさに、当社は“TRUSCO”そのものの実践を、日々の企業活動の原点とし、これを具現化することで社会的使命を果たしていくものとしています。

また、当社は以下の企業理念を掲げ、この理念の下、「会社の業務の適正を確保する体制」を構築することを基本方針としています。当社は、経営上の諸問題に関し、不断の改革を推進し、コーポレート・ガバナンス体制の維持及び向上に取り組んでいきます。

【企業理念】

(存在理念)

我々は企業活動を通じて
社会に貢献することを使命とし
縁ある人々の幸福を実現する

(経営理念)

果敢に、そして堅実に歩み続ける経営
人を尊重する経営
企業家精神を育む経営
信頼でマーケットにこたえる経営

(行動理念)

誠意と礼節を重んじる
独創的な発想と緻密な計画
信念をもってダイナミックな行動
笑顔で築く信頼のコミュニケーション

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社中山興産	2,901,816	8.79
大同商事株式会社	2,725,061	8.25
公益財団法人中山視覚障害者福祉財団	2,000,000	6.05
小津 浩之	1,217,300	3.68
小津 勉	1,182,924	3.58
関西商事株式会社	1,179,244	3.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,068,900	3.23
中山 哲也	935,700	2.83
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	844,700	2.55
中山 泰三	767,661	2.32

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に会合を持つ等、緊密に連携して情報の共有を行い、互いの監査の精度を上げることにより、企業の健全性を高められるよう努めています。

当社は、会計監査人より、期中の会計処理及び決算内容について会計監査を受け、適正な会計処理及び透明な経営の確保に努めています。

監査役は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中における事業所往査に立会うとともに、その結果について監査報告会にて取締役及び監査役に報告がなされる等、会計監査人と緊密な連携を図っています。

また、内部監査部門は、期中取引を含む日常業務全般について、会計、業務、事業リスク、コンプライアンス等の内部監査を定期的に行い、監査役とも連携して、会計及び業務執行において監視機能の強化を図り、監査結果については、原則月1回の定例監査報告会にて取締役及び監査役に報告するものとしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小松 均	他の会社の出身者									○
松田 昌樹	他の会社の出身者									○
松浦 恭也	他の会社の出身者				○	○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
小松 均	○	<p><略 歴> 昭和50年 4月 株式会社富士銀行入行 (現 株式会社みずほ銀行) 平成14年10月 株式会社みずほ銀行 業務監査部 監査主任 平成15年 6月 同行退社 平成15年 6月 当社常勤監査役(現任)</p>	<p><招聘理由> 金融機関における長年の経験と、社会保険労務士・行政書士・CIA(公認内部監査人)等の保有資格に関連して、法令・財務・監査等に関する専門的な知見を有しているとともに、経営に対する高い見識を有しています。その知見・見識と社外監査役としての客観的な立場から、当社経営に対し中立的・公正な意見を期待できるものと判断しています。</p> <p><独立役員指定理由> 当社は無借金経営をしていますので、当社と株式会社みずほ銀行との取引関係において、意思決定に対して影響を与え得る取引関係は無いと判断しています。また、小松均氏本人においても、同行を退社しており、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しています。</p>
松田 昌樹	○	<p><略 歴> 昭和53年 4月 株式会社協和銀行入行 (現 株式会社りそな銀行) 平成15年 3月 株式会社りそな銀行 大阪融資第三部 主任審査役 平成15年10月 りそな債権回収株式会社 出向 大阪事務管理部部長 平成19年 6月 株式会社りそな銀行退社 平成19年 6月 当社常勤監査役(現任)</p>	<p><招聘理由> 金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有するとともに、経営に対する高い見識を有しています。その知見・見識と社外監査役としての客観的な立場から、当社経営に対し中立的・公正な意見を期待できるものと判断しています。</p> <p><独立役員指定理由> 当社は無借金経営をしていますので、当社と株式会社りそな銀行との取引関係において、意思決定に対して影響を与え得る取引関係は無いと判断しています。また、松田昌樹氏本人においても、同行を退社しており、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しています。</p>
松浦 恭也	○	<p><略 歴> 平成元年 4月 株式会社住友銀行入行 (現 株式会社三井住友銀行) 平成 2年 1月 株式会社サム・ コーポレーション入社 平成 3年 8月 英国国際教育研究所 入所 英国本部マネージャー 平成 7年10月 クーパース・アンド・ ライブランド入社 平成12年10月 株式会社グロービス入社 オーガニゼーション・ ラーニング部門 マネージャー 平成15年 7月 同社グループ 執行役員兼 大阪オフィス代表 当社監査役(現任) 平成17年 6月 株式会社グロービス 平成18年 7月 オーガニゼーション・ ラーニングディレクター 大阪オフィス代表 平成20年 6月 株式会社グロービス退社 平成20年 7月 学校法人グロービス 経営大学院 客員准教授 平成20年 9月 グローバルアーク・ コンサルティング 株式会社設立 代表取締役(現任) 平成22年6月 JOHNNAN株式会社 取締役(非常勤)(現任)</p>	<p><招聘理由> MBA(経営学修士)の資格を有し、企業経営の統治に関する十分な見識と人材育成に関わる経験やノウハウを有しています。その見識・ノウハウと社外監査役としての客観的な立場から、当社経営に対し中立的・公正な意見を期待できるものと判断しています。</p> <p><独立役員指定理由> 当社と松浦恭也氏の現経営会社及び社外取締役を務める会社において、取引関係が一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る取引関係は無いと判断しています。また、松浦恭也氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しています。</p>

独立役員の数 **更新**

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員として社外監査役3名を指定し、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に届出しています。当社の独立役員である各社外監査役は、当社の意思決定プロセスにおいて発言の機会を求め、必要な問題点等の指摘を行い、そうした問題意識が取締役会に出席するすべての役員に共有され、そのうえで取締役会及び重要会議における判断が行われるよう努め、一般株主の利益保護のために行動しています。

具体的には、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び重要会議への出席や業務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っています。また、各業務担当取締役及び重要な使用人から個別にヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行っており、必要に応じて会計監査人及び監査指導室から報告を受けています。前事業年度における取締役会は15回開催され、監査役の出席率は93.3%でした。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型の賞与の支給制度を採用しているため、取締役へのインセンティブ付与は実施していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬額等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。なお、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は次のとおりです。

取締役に対する報酬等総額 208百万円
監査役に対する報酬等総額 47百万円

(報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数)

- 基本報酬
取締役 185百万円 5名(社外取締役はいません。)
監査役 42百万円 3名(うち社外監査役3名 42百万円)
- 賞与
取締役 23百万円 5名(社外取締役はいません。)
監査役 5百万円 3名(うち社外監査役3名 5百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

□役員報酬額の決定方針

当社は、役員報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は次のとおりです。

- 業績向上意欲を保持し、また、社内外から優秀な人材の確保が可能な水準であること。
- 経営環境の変化や外部の客観データ等を考慮し、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランスを勘案した水準であること。
- 役員賞与を含めた役員報酬の総額は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で支給すること。

(報酬限度額)

取締役 年額320百万円以内(平成7年12月20日開催 第32期定時株主総会にて決議)
監査役 年額65百万円以内(平成17年6月17日開催 第42期定時株主総会にて決議)

□役員報酬額の決定方法

役員報酬は「固定報酬」及び「決算時業績連動報酬」で構成され、その決定方法は次のとおりです。

- 固定報酬(月次定額報酬)

- 各役員の職位等に応じて支給する。
2. 決算時業績連動報酬(役員賞与)
決算時に当期純利益が計上された場合に支給するものとし、その支給額は、当期純利益の1%を上限額とする。

□その他
当社は、平成16年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の専属の使用人として監査役室2名を配置しています。社外監査役が職務を執行するにあたり、監査役室が必要に応じてこれをサポートし、円滑に遂行できる体制としています。

また、各社外監査役は、取締役会及び重要な会議へ出席し、決算等適時開示情報を含む重要な事案については、担当取締役から適宜事前に資料提供と説明を受けることとなっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としています。

各機関及び部署における運営、機能及び活動状況は、次のとおりです。

1. 取締役会

取締役会は、経営目標や経営戦略等重要な事業戦略を決定するとともに、職務執行を監督します。具体的には取締役5名による定例取締役会において、監査役3名の出席のもと、客観的・合理的判断を確保しつつ、法令または定款に規定する事項の決議及び業務の執行状況等経営上の重要事項について、報告、審議、決議を行っています。また、監査役に積極的に意見を求める運営も併せて行っています。その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指しています。前事業年度における取締役会は、15回開催しました。なお、経営環境の変化に柔軟に対処するとともに、経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年としています。

2. 監査役

監査役は、ガバナンスのあり方と運営状況を監査し、取締役を含めた経営の日常的活動の監査を行っています。具体的には監査役は、常勤監査役2名、非常勤監査役1名の社外監査役3名で構成し、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び重要会議への出席や職務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っています。

また、監査役は、業務執行の担当取締役及び重要な使用人から個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行っています。

更に監査指導室やコンプライアンス室とも緊密に連携し監査報告会において、監査結果及び運営状況について報告を受けています。前事業年度における監査役会は、12回開催しました。

3. 会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、期中の会計処理及び決算内容について会計監査を受け、適正な会計処理及び透明な経営の確保に努めています。会計監査人は、監査役と連携し、事業所往査を計画するとともに、その結果について、監査報告会にて取締役及び監査役に対して報告し、会計の適正性を確保するものとしています。監査役は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中における事業所往査に立会うとともに、その結果について監査報告会にて取締役及び監査役に報告がなされる等、会計監査人と緊密な連携を図っています。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、小林洋之氏、中山聡氏であり、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士6名、会計士補6名、その他2名です。また、有限責任監査法人トーマツとの継続監査年数は22年です。

会計監査人に対する報酬等の額は、次のとおりです。

- (1)当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 33百万円
- (2)上記(1)の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 33百万円
- (3)上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 33百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法(第436条第2項第1号)に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず実質的にも区分できないため、(3)に記載の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めています。

4. 内部監査体制

内部監査部門として社長直轄の監査指導室(5名)を設け、期中取引を含む日常業務全般について、会計、業務、事業リスク、コンプライアンス等の内部監査を定期的に行い、監査役とも連携して、会計及び業務執行において監視機能の強化を図っています。また、監査指導室は、異常取引を当社の電子監査システム「火の見やぐら」を活用して早期に発見し、正常取引への移行を指導しています。監査結果については、原則月1回の定例監査報告会にて取締役及び監査役に報告するものとしています。

5. コンプライアンス体制

- (1)社長直轄のコンプライアンス室を設置し、法令遵守を維持する体制を整えています。
- (2)コンプライアンス体制の明確化と一層の強化推進を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、6ヶ月に1回以上定例会議を開催しています。各部署においては、コンプライアンス・オフィサーを選任し、その実効性を高める体制を構築しています。
- (3)社員にコンプライアンスを実践するための手引書「トラスコ善撰ブック(コンプライアンス・マニュアル)」(平成17年4月初版)を配布し、社内研修に取り入れる等、その基本方針及び行動規範を徹底しています。更に平成19年10月には第2版として「トラスコ善撰ブックvol.2(クイズで学ぶコンプライアンス)」を発刊し、コンプライアンスの社員への浸透を図っています。
- (4)企業の社会的責任を遂行するため、内部通報窓口としてコンプライアンス室及び顧問弁護士に通じるホットラインを設け、公正で活力ある組織の構築に努めています。
- (5)法律事務所と顧問契約を締結し、企業経営及び日常業務に関して経営上の判断の参考とするため、必要に応じて指導及び助言を随時受ける体制としています。

6. リスクマネジメント体制

- (1)リスク管理を管轄する専門部署としてリスクマネジメント課を設置し、リスク管理規程及び対応マニュアルの整備を行い、平時におけるリスク管理体制の推進を図っています。
- (2)リーガルチェックを通じた法的紛争の予防及び迅速な解決、取引先信用管理における与信管理及び債権保全等のリスク管理を法務課が管轄し、営業部門から独立し公正厳格な業務を行っています。
- (3)労働環境の変化に伴う社員の労働に起因する健康障害に配慮し、資格者(看護師)を擁するヘルスケア課を設置し、フィジカル・メンタル両面の健康管理の充実を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

□社外取締役を選任していない理由

当社は、監査役設置会社として、少数の取締役(5名)による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、コンプライアンス体制の確立等経営改革を行い、経営の公正性及び透明性を高め、効率的な経営システムの確立を実現してきました。社外監査役(3名)の充実による客観的・中立的監視のもと、これまで実施してきた諸施策が実効を上げており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しているため、社外取締役を選任していません。

また、当社は、社外監査役による独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行う等客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、その上で現状の監査役の機能を有効に活用しながら、監査役には株主からの負託を受けた実効性のある経営監視が期待できることから、当面、現状のガバナンス体制を維持することとし、社外取締役の選任は予定していません。

□当社の経営監視機能体制

1. 当社は、監査役3名全員を独立役員として指定し、次のとおり、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しています。
 - (1)各監査役は法令、財務・会計、企業統治等に関して専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識等を生かして、適法性の監査に留まらず、外部者の立場から経営全般について大局的な観点で助言を行っています。
 - (2)常勤監査役(2名)は、社内に精通し経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、重要な会議に参加し、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価を行う等の確かな分析に基づく発言をすることで、経営監視の実効性を高めています。
 - (3)非常勤監査役(1名)は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会に参加することにより、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めることとなり、経営監視の実効性を高めています。
2. 経営監視機能の強化に係る具体的な体制及び実行状況は、次のとおりです。
 - (1)当社は、監査役が監査役監査をより実効的に行えるよう、監査役を補助する専属の使用人を配置する等それを支える十分な人材及び体制を確保し、監査役が内部統制システムを的確に監視できる体制を整えています。
 - (2)各監査役は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、各業務担当取締役及び重要な使用人と適宜意見交換を行う等、経営監視の強化に努めています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日前倒し発送を実施
集中日を回避した株主総会の設定	3月決算会社の集中日より早く、毎年6月中旬開催
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の電子投票制度を採用
その他	1. ホーム・ページに招集通知を掲載しています。 2. 当社の株主総会は、より多くの株主の皆様が参加できるよう、大阪と東京の2会場で開催しています。大阪会場は本会場となり、東京会場ではデジタル通信回線を利用して大阪会場（本会場）の様様をスクリーンを通してご覧いただけます。東京会場は中継会場となっておりますが、質問、賛否等株主権の行使は可能となっております。 3. 株主総会における更なる透明性の向上を目指し、株主総会議案の議決権行使結果について、各議案の賛成票の個数を含め成否の公表を行っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1. 実施時期：年2回、第2四半期及び期末決算発表の翌日に実施しています。 2. 実施内容：決算説明、事業方針説明、業績見込み説明、質疑応答 3. 参加者の属性及びその数：証券会社アナリスト、機関投資家アナリスト、機関投資家運用担当者 約35名／回	あり
IR資料のホームページ掲載	1. URL: http://www.trusco.co.jp/ 2. ホーム・ページ掲載の投資家向け情報の種類： (1) 決算情報、財務・業績関連・人事異動等適時開示資料、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書 (2) 株主総会の招集通知 (3) 業績説明資料、月次売上高、株主優待等PR情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部 経営企画部 IR課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念及び企業行動原則を定める経営管理規程に各ステークホルダーの皆様の尊重について表明しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境配慮型企業としてISO14001認証を取得し、また、製造活動で使用される商品を供給する立場として、環境問題に積極的に取り組んでいます。このほか、環境対応商品の開発とその販売活動に数値目標を設定し、その成果について客観的評価を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報管理規程を定め、これにより内部情報の管理を徹底するとともに、適時適切な開示に努め、経営の透明性を高めています。客観的な評価による当社の財務の健全性、信頼性及び経営の透明性を確保するため、年1回、株式会社格付投資情報センター(R&I)による信用格付け評価を受け、結果の公表を行っています。平成22年4月19日に発行体格付「A-」の評価を受けています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社の企業理念の下、経営の公正性及び透明性を高め、迅速かつ適切な意思決定により、業績の向上と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めていくことを経営上の最重要課題としています。

内部統制システムにおいては、「会社の業務の適正を確保する体制」を構築し、その実効性を確保するための体制の維持及び継続的な改善を図っています。

基本方針として、次のとおり決議しています。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等社内規程に従い経営に関する重要事項を決定するとともに、内部統制の基本方針を策定し、取締役の職務執行を監督する。
 - (2) 社長は、取締役会が決定した内部統制の基本方針に基づく内部統制の整備及び運用に責任を負うとともに、全役員及び使用人に周知徹底を図るため、内部統制に係る情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう環境の整備に努める。
 - (3) 取締役は、法令、定款、取締役会決議及び業務分掌規程その他の社内規程に従い、職務を執行する。
 - (4) 取締役は、経営の日常的活動状況について、監査基準及び監査計画に基づいた監査役の監査を受ける。
 - (5) 取締役は、財務報告の適正性、信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針書」を定め、財務報告に係る内部統制の整備を行うとともに、その運用状況を定期的に評価し、維持及び改善にあたる。
 - (6) 取締役は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制の整備に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役は、職務の執行に係る重要な情報及び文書の取扱いについて、文書管理規程等社内規程に従い、適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行う。
 - (2) 取締役の職務執行の情報について、IT技術を活用し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を整備する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) コンプライアンス、環境、災害、品質等において将来予測されるリスク及び潜在的リスクを総合的に管理していくため所管部署を定め、リスクマネジメント体制の整備を行う。
 - (2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内規程を整備し、全使用人に周知徹底するとともに、損失の危険を発見した場合は、直ちに所管部署に報告する運用体制を整える。
 - (3) 現実が生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる担当取締役を定め、損失の危険に迅速に対応する体制を整備する。
 - (4) 内部監査部門は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の見直しを行う。
 - (5) 法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに社長、取締役会、監査役及びコンプライアンス室に通報される体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、年度計画及び中期経営計画に基づき、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか取締役による業績報告を通じ定期的に検証を行う。
 - (2) 取締役は、職務執行において、取締役会規程により定められている事項及びその付議事項についてすべて取締役会に付議することを遵守し、十分な資料を配布する。
 - (3) 日常の職務執行において、職務権限規程、業務分掌規程等社内規程に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することができる体制の整備を行う。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 社長直轄のコンプライアンス室は、全取締役及び使用人がコンプライアンスを実践するための手引書「トラスコ善処ブック」を配布し、基本方針及び行動規範を徹底するとともに、コンプライアンス規程及びコンプライアンス委員会規程を制定し、法令遵守を維持する体制を整える。
 - (2) コンプライアンス室は、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報窓口「善処ホットライン」を設置し、使用人に対して適切な研修体制を通じて、周知徹底を図り、企業の社会的責任を遂行するため、公正で活力ある組織の構築に努める。
 - (3) 当社は、コンプライアンス体制の明確化と一層の強化推進を図るため、各部署にコンプライアンス・オフィサーを選任し、十分な情報収集と実効性を高め、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理及び監視する。
 - (4) 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス委員会を通じ、社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、子会社管理規程に基づき、子会社に対して適切な経営管理を行う。
 - (2) 経営企画課を管理部門として、子会社の事業計画及び実績を把握し、関連部署と連携しながら指導、育成に努め、子会社の業務の適正性を確保する。
 - (3) 子会社が子会社管理規程で定めた事項を実施する場合、経営企画課と協議のうえ、当社取締役会への付議及び承認を必要とする。
 - (4) 子会社と当社が自己取引に該当する取引をする場合、当該子会社に対し設定する付議基準に基づいて、当社取締役会での承認及び報告を必要とする。
 - (5) 子会社の業務全般について、内部監査部門及び監査役による監査を実施する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役を補助すべき使用人として、監査役室を設置し専属の使用人を配置する。
 - (2) 上記の具体的な内容については、取締役会が監査役と協議のうえ、決定する。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - (2) 監査役を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行する。また、その評価については監査役会の意見を尊重する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行う。
 - (2) 上記の報告及び情報提供のうち、主なものは、次のとおりとする。
 - a. 監査役に定例的に報告すべき事項の例
 - イ. 経営状況
 - ロ. 事業遂行状況
 - ハ. 財務の状況、月次・四半期・期末決算状況
 - 二. 内部監査部門が実施した内部監査の結果
 - ホ. リスク管理の状況
 - ヘ. コンプライアンスの状況(内部通報制度に基づき通報された事実を含む)
 - ト. 事故・不正・苦情・トラブルの状況
 - b. 監査役に臨時的に報告すべき事項の例

- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ロ. 取締役の職務の執行に関して不正行為・法令定款に違反するまたはそのおそれのある事実
 - ハ. 内部通報制度に基づき通報された事実のうち急を要するもの
 - 二. 行政機関等外部機関による検査・調査の実施及び結果
 - ホ. 重要な会計方針の変更、会計基準等の制定・改廃
 - ヘ. 業績及び業績見込みの発表内容・重要開示書類の内容
 - ト. 上記の他、対外的に公表する事実
 - チ. 株式に関する事項
 - リ. 反社会的勢力による不当要求に関する内容及び対策
10. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会による各業務担当取締役及び重要な使用人からの個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行う。
 - (2) 内部監査部門は、期中取引を含む日常業務全般について定期的に事業所往査を行い、監査役とも連携して、会計及び業務執行において監視機能の強化を図る。また、IT活用により異常取引を早期に発見し、正常取引への移行を指導のうえ、監査結果については、原則月1回の定例監査報告会にて監査役に報告する。
 - (3) 会計監査人は、監査役と連携し、半期に1回決算直前の事業所往査を計画し、その結果について、監査報告会にて監査役に対して報告し、会計の適正性を確保する。

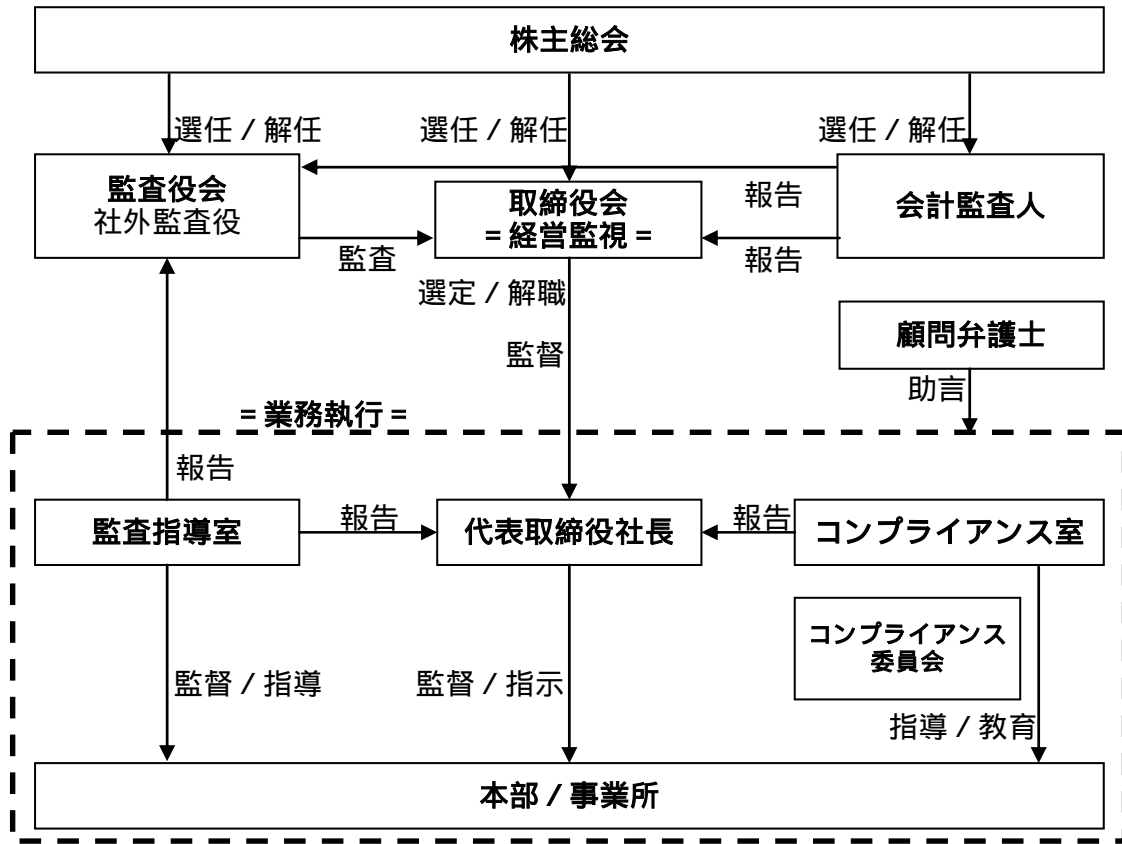
業務執行・経営の監視の仕組み及び内部統制システムの整備の状況の模式図は、「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の後に記載のとおりです。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、TRUSCO(信頼される企業)の実践を日々の企業活動の原点とし、全役員及び使用人が遵守すべき行動規範において、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって、業務を誠実かつ公正に遂行することを表明しています。反社会的勢力や団体との関係は一切遮断し、不当要求に対しても毅然とした対応で臨み拒絶してまいります。

- 1. 総務部を対応統括部署とし、反社会的勢力や団体に関する情報収集及び管理を行います。
- 2. 当社は大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、所轄警察署管内のワーキンググループにおける月次情報交換会に積極的に参加し、平素から情報の収集と事案・対策の研究を行っています。
- 3. 反社会的勢力からの不当要求に対しては、社内の緊急連絡網により報告を受け、統括部署は上記機関事務局、所轄警察署、顧問弁護士等外部専門機関と連携し、常に相談できる体制を整備しています。また、必要に応じて社内ネットワークを通じて社内に当該情報を開示し、注意喚起する等予防に努めています。
- 4. 反社会的勢力に対する行動基準を定めた社内規程及び具体的な対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による被害防止及び関係遮断の仕組みを構築しています。

(業務執行・経営の監視の仕組み及び内部統制システムの整備の状況の模式図)



1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新 なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策については、当面は定款での定めや新株予約権発行は行わず、企業価値向上により対処するものとしていますが、基本的な考え方、方針は次のとおりです。

□会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、「がんばれ！！日本のモノづくり」を企業メッセージに掲げ、日本の製造業を応援するインフラ企業として機械工具業界のリーディングカンパニーを目指しています。

ドライバー1本からでも配送を可能とする物流システムにより少量多品種・多頻度発注等のユーザーニーズに的確にお応えできる仕組みづくりを通して、事業基盤を確立するとともに、社会的使命を果たしていくことが、当社の存在価値であり、これを一層高めていくことが、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えています。

ご支援いただく縁あるステークホルダーの皆様から当社への期待等を判断して、当社にとって、「支配する者」は、以下の方針を実践し、取り組む者であると考えます。

(1) 当社の社会的使命を認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努め、企業価値向上に努める。

(2) 当社の経営資源を確保し、その有効活用により利益を創出し、全てのステークホルダーの皆様に安定的に還元を行う。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、経営の基本方針に照らして不適切な者が大量に株式の取得を行う行為に対して、これを防止するための具体的な取組みを定めていません。市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考えますが、このような大量取得者に対しては、次のような対応を行います。

(1) 当該取得者の提案内容を確認し、社外の専門家に意見を求める等、当該取得者の提案内容を当社の基本方針や株主共同の利益に照らし、慎重に判断します。

(2) 不適切な者による大量の株式取得と判断される場合は、次の要件の充足を前提として、具体的な対抗措置の実施を検討します。

- a. 基本方針に沿うものであること
- b. 株主様の共同利益を損なうものでないこと
- c. 役員地位の維持を目的とするものでないこと

(3) 当社には、経営方針に理解を示し、安定的な株式の保有を前提とする緊密な関係を有する株主様が存在していますが、これらの株主様とも協議し、最終的には、株主総会において株主の皆様のご判断を仰ぐこととします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

□適時開示に係る基本方針

当社は、経営の公正性及び透明性を高め、迅速かつ的確な意思決定のもと、法律、社会規範に則して、業績向上と企業価値の拡大を図ることを経営の重要課題としています。この課題を踏まえ、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に取り組み、会社法、金融商品取引法、有価証券市場規程等関連諸法令・諸規則の遵守並びに投資者の視点に立った迅速かつ正確な適時開示の体制を整えています。

□適時開示に係る社内体制

当社の適時開示に係る社内体制につきましては、情報取扱責任者が一元管理し、適時開示の担当部署と情報の共有化を図り、適時開示の必要性を判断し、会社情報の管理等協議しながら、迅速かつ正確な適時開示を行う体制を整えています。

1. 開示担当部署の整備状況

(1) 情報取扱責任者……………取締役 経営管理本部長

(2) 担当部署

a. 会社情報関連の適時開示…経営管理本部 総務部
(証券取引所への適時開示資料の作成、適時開示情報伝達システム(TDnet)登録)

b. 広報、IR関連の開示……………経営管理本部 経営企画部
(記者発表、適時開示資料投函、決算説明会、証券アナリストや機関投資家向けIRミーティング開催、ホームページ掲載)

c. 決算関連情報の作成、開示…経営管理本部 経理部
(有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書等財務情報資料の作成、金融庁が運営する電子開示システム(EDINET)登録)

(3) 教育

適時開示担当部署では東京証券取引所の提供するインサイダー取引規制に関する学習教材の活用や同所主催のセミナーへの参加を通じて、理解の習熟を図っています。また、役員及び従業員には、コンプライアンスを実践するための手引書「トラスコ善処ブック(コンプライアンス・マニュアル)」を配布し、社内研修に取り入れる等周知徹底を図っています。

(4) 規程

内部情報の適正管理及びインサイダー取引の発生防止のための情報管理規程を制定し、社内イントラネットで全社員が常時閲覧可能な状態としています。

2. 適時開示手続きの状況

(1) 情報の集約・管理

a. 情報管理規程により、当社において重要事実(決定事実、発生事実、決算情報等)が発生した場合は、適時開示の担当部署に情報が入り、当該部署は情報の収集と管理を行い、情報取扱責任者に情報が集約され、情報取扱責任者は会社情報の管理及び開示に関する事項を統括します。

b. 情報取扱責任者は、取締役会をはじめ主要な会議体に出席し決議内容の把握を行います。また、会議体に加え、電子決済システムにより、重要な会社情報を網羅的に収集する体制を整備しています。

(2) 情報の開示手順

適時開示に係る情報の重要性の判断、適時開示情報が否かの判断は、重要事実(決定事実、発生事実、決算情報等)毎に決定します。公表が必要と判断した場合は、情報取扱責任者を中心に、適時開示の担当部署と適時開示規則等に準拠した開示内容、開示時期、表現方法等について協議し、迅速に情報の開示を行います。

(3)情報の開示判断

a. 決定事実

決定事実については、定例取締役会で決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定が行われます。重要な決定事実に該当し、開示が必要か否かの判断はその場で決議します。

b. 発生事実

重要事実が発生した場合、当該事実を認識した部署から経営管理本部の適時開示担当部署に情報が集約され、情報取扱責任者に報告がなされます。情報取扱責任者は、適時開示の担当部署と協議し、適時開示規則に準拠して当該情報の内容及び開示の検討を行い、開示が必要な場合には迅速に行うよう努めています。

c. 決算情報

決算情報については、経理部において作成し、決算に関する取締役会で承認決議を経て即日開示されます。

d. その他PR情報

当社が独自に投資判断に影響を与えると判断した情報については、適時開示の各担当部署が立案し、情報取扱責任者による確認を経て開示を決定します。

(4)情報の適正性確保

a. 決定事実の適正性

定例取締役会の開催において、業務の執行状況や中長期的な経営戦略に基づいた経営の重要な決定事項については、社外監査役を含む監査役に積極的に意見を求める運営を行い、客観的及び合理的判断を確保し、審議のうえ決定を行っています。

b. 発生事実の適正性

(a) 重要な事実及び突発的な事実等が発生した場合、情報取扱責任者は、適時開示の担当部署と協議し、内部監査部門や他部門とも連携し、情報の収集と信頼性の確認を行います。

(b) 社長直轄のコンプライアンス室の設置や内部通報制度の整備を行い、法令及び定款に適合し遵守を維持する仕組みを整えることで、会社にとって重要な情報を網羅的に把握できる体制としています。

c. 決算情報の適正性

内部監査部門として、監査指導室を設け、期中取引を含む日常業務執行全般について、監査役、会計監査人とも連携して、法令遵守及び監視機能の強化を図っています。これらの業務の有効性・効率性並びに財務報告の信頼性の維持により決算情報の適正性を確保しています。

(5)情報の管理

重要事実については、情報管理規程に基づき内部者取引を監視し、自社株式の売買規制を行う等情報管理の徹底及びインサイダー取引の防止を図っています。

(6)情報の開示方法

a. 適時開示規則に従い、会社情報を証券取引所へ事前説明の後、証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録して開示を行います。

b. 証券取引所の記者クラブを通じて報道機関への発表及び資料投函を行います。

c. 決算情報は、原則、決算後40日以内、四半期財務・業績の概要は30日以内で開示しています。決算業務の効率化を進め、開示の短縮化に努めています。

d. 当社が独自に投資判断に影響を与えると判断した重要な会社情報については、証券取引所への開示を行います。

e. 当社が証券取引所に開示する情報については、速やかに自社ホームページに掲載いたします。

3. モニタリングの整備

(1) 社長直轄の監査指導室を設け、期中取引を含む日常業務全般について、定期的に事業所往査を行い、会計及び業務執行において、監査役とも連携して監視機能の強化を図っています。監査結果については、原則、月1回の定例監査報告会にて取締役及び監査役に報告されません。

(2) 監査役は、常勤監査役2名、非常勤監査役1名の社外監査役3名で構成し、業務執行の取締役及び重要な使用人から個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行っています。また、監査指導室やコンプライアンス室とも緊密に連携し、監査結果及び運営状況について報告がなされます。

(3) 監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い、取締役会及び重要会議への出席や業務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や株主の利益を侵害する事実の有無等について監査を行っています。

(4) 日本証券業協会が証券取引所や証券会社と共同で運営するインサイダー取引を未然に防止するためのデータベース(J-IRISS)に、内部者にあたる役員の情報を登録することで、自社株売買等に係るインサイダー取引を水際で防止する措置を講じています。

適時開示における社内体制の統制図は次のとおりです。

(適時開示の社内体制統制図)

